

A Correctional Institution Problem in COVID-19 :  
Toward a Solution by Utilizing ICT

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-02-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 多田, 庶弘 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1319">https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1319</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# コロナ禍における刑事施設の課題

— ICT の活用による解決へ向けて —

## A Correctional Institution Problem in COVID-19

Toward a Solution by Utilizing ICT

多田 庶 弘

TADA, Chikahiro

### 1. はじめに

逮捕され勾留が認められた者や裁判で有罪判決が確定した者などは、刑事施設（刑務所、拘置所等）に収容され、様々な点において権利が制限される。もちろん、刑務所に収容されている受刑者は罪を償うために収容されており、その点からは刑事施設での収容が塙の外とまったく同じということではできないであろう。

とはいえ、被収容者の権利が安易に制限されてしまうことは認められることではない。それは、刑が確定していない未決拘禁者ならばなおさらである。だがコロナ禍で、被収容者の権利の制限は当然となってしまうがちといえる。例えば、森法相（2020年4月当時）は、「閉鎖的空間である矯正施設内で感染者が出れば、急迫に感染が拡大して危険な状況となるおそれがある<sup>1)</sup>」と発言し、緊急事態宣言の下で、実際に被収容者と弁護士以外との面会が制限されるなどした。確かに、刑事施設の中でクラスター（感染者集団）発生の危険もあり、面会の制限は致し方ないといえる

かもしれない。だが刑事施設での面会は、ICT（Information and Communication Technology）を活用し、オンラインで行うことができるのであれば、コロナウィルスへの感染を予防しつつ被収容者の権利も守られることになる。

そこで本稿では、新型コロナウイルス感染症における刑事施設での権利の制限の課題が、ICTの活用により解決できるのではないかという点を踏まえ考察するものである。

### 2. 刑務所での収容

裁判で実刑判決が確定したならば、刑務所に入所することになる。刑務所では、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という）によって処遇される。この刑事収容施設法は、行刑改革を進めるなかで成立した経緯があり<sup>2)</sup>、第1条では「この法律は、刑事収容施設（刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設をいう。）の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた

---

キーワード：刑事施設、コロナ禍、ICT

Key words : correctional institution, covid-19, ICT

適切な処遇を行うことを目的とする。」となっていて、その点から考えれば、人権に対する尊重は監獄法の時とは改善されているはずである。

たが、その尊重は、「刑事施設の長は」「許すものとする」というような形で、刑務所の所長の判断により許されるかどうか左右されるととれる文言のなかで、例えば、認められるはずであった親族以外の者との面会（刑事収容施設法111条）や電話での通信（刑事収容施設法146条）も、様々な理由で刑事収容施設法が示すようには行われていない<sup>3)</sup> 状況である。

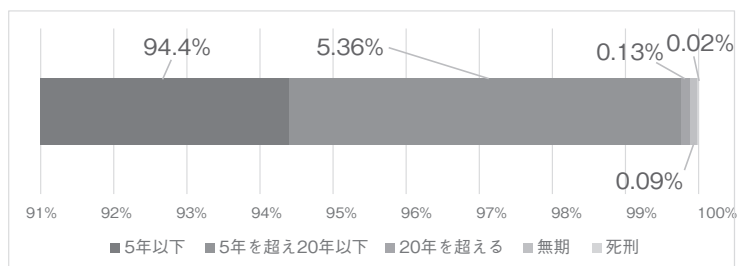
そもそも刑事施設における面会は、行刑改革会議の提言<sup>4)</sup>でも取り上げられており、受刑者が社会とつながりをもつことの重要性が示されている。実際、多くの受刑者は一定の期間で社会に戻るものであり、その点を示したのが図1である。そこからは、ほとんどの者が5年以内で社会に戻ることがわかる。ということは、社会とのつながりを断ち切ってしまうことは、社会に戻ることを困難にする要因となり得てしまう。

そこで、まずはコロナ禍における面会について確認していく。

### 3. 外部交通

刑事収容施設法では、受刑者の面会は親族の他、受刑者の改善更生に資すると認められる者、その者との交友関係の維持、その他面会することを必要とする事情がある者などが認められるようになっている<sup>5)</sup>。しかし、刑事施設長が許さない場合には認められず、特に交友関係のある者（友人等）との面会は、かなり狭い範囲になっているのは前述したとおりである。そのような状況において、コロナ禍という理由で、弁護士以外との面会の制限がなされるのであれば、受刑者と社会との接点は簡単に断ち切られてしまうことになる。とはいえ、刑務所での集団生活の状況を考えれば、一定の制約は否定できない。また、面会に訪れる側からも、コロナ禍で直接面会に行くことによる不安もあるであろう。

そう考えると、安易な制限をせずに、また面会者にとっても安心して面会できる仕組みを考える必要がある。その1つの方法がICTを活用した面会ではないだろうか。オンラインでの面会ができるのであれば、面会を通じての感染の心配は軽減され—オンライン面会が行われるとしても対面の面会をなくすことがあってはならない—、そうなれば、面会が中断することはなくなるであろう。



2019年矯正統計年報104-105頁の数値より作成

図1 2019年新入所者の刑期

他にも、面会者にとっては、面会できるかどうかは刑務所に行かないとわからない。面会予約はないからだ。そうすると、仮に長い時間かけて面会に行っても、状況によっては面会ができないことも起こりえるが、ICTを活用した面会にすればそのようなことは解消される。さらに、対面、オンライン面会の両方ともに面会の予約をできるようにすれば、例えば、一週間前から前日までということでも予約を可能にし、当日も状況により受けつけることで面会者側の負担だけでなく、刑務所側にとってもプラス面があるのではないだろうか。

このICTを活用した面会は、弁護士との間でも行われるべきである。もっとも、弁護士との間には対面と同様に、ICTを活用することにおいても、何からの方法で監視するようなことは認められてはならないことは当然といえる。

1つ懸念を示すと、どのようなアプリを使うのか、また、通信障害も起こることも考えられえるため、その対応等が課題となろう。ただ、このような技術的な点は、ICTを活用した面会を排除する理由とはならないであろう。

また、外部交通は面会の他の手段としては手紙となるが、法律では「その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。」(刑事施設収容法146条)と規定されていることからすると、E-mailによる方法も否定されているわけではないといえるのではないだろうか。そうであれば、E-mailによるやりとりも認めるべきではないだろうか。さらに受刑者側の発信の回数も大幅に緩和すべきであろう。もっとも、E-mailを外部から受信する場合、刑務所側はそれを

プリントアウトすることも必要となるだろうから、その点の懸念は生じる。なお、このような懸念点についての解決等は後述する。

まずは、面会にICTを取り入れるべきであるということが1点目である。

#### 4. 社会復帰支援（社会生活）

刑務所にICTを取り入れる必要がある点として、現代社会はIoT（Internet of Things：モノのインターネット）社会といわれている。私たちの生活は、様々なところでインターネットとつながっており、それを利用して生活している。その逆が刑務所ではないだろうか。なぜなら、刑務所ではIoT社会とは無関係といってもいいからだ。

だが、ひとたび社会に戻れば、彼らもIoT社会の中で生活していく。そのため、IoTを無視することは刑務所内であっても困難であり、無視することは受刑者にとってマイナス要因しかならないといえよう。例えば、交通系ICカード、電子マネー、スマートフォンなどについて、使用したことのある者もいるであろうが、刑期が長期の者はよく知らない者も多いのではないだろうか。また、使ったことがあったとしても技術は日々進歩しており、3年後には新しい形態へ変わっているということもありえる。もちろん、それらが使えないからといって生活ができないわけではないが、様々な点で不便な点となるのではないだろうか。実際、新型コロナウイルス感染症における特別定額給付金も、仮にマイナンバーカードをもっていたとしても、受刑者はマイナンバーを利用したオンライン手続きはできない<sup>6)</sup>。このような状況は、受刑者の社会復帰後の生活を妨げる要因にはなっても、後押しすることには結びつかないといえるであろう

う。

さらに、刑務所の生活の中でICTの活用により、図書の予約、物品の購入や親族等への送金といったもの等もできるようになるならば、受刑者のみならず刑務所側にとっても負担を減らすことにつながるのではないだろうか。

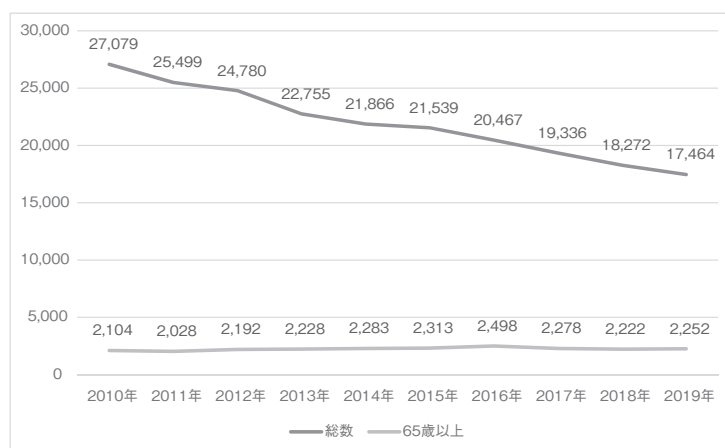
そのため、刑務所の中においても様々なところでICTを活用すべきであり、少なくとも陸の孤島のような状況は改善される必要がある。刑務所と社会を隔ているのは物理的な塀は当然であるとしても、それ以上の柵を巡らせて、社会との分断を図るべきとはいえないであろう。といっても、受刑者は罪を償うために収容されているのであるため、無制約というわけにはいかない。だが、刑務所内で自由刑としてはく奪されるのは「移動の自由」<sup>7)</sup>といえるのであり、それ以外の点については最大限、受刑者の権利が尊重されるなかで制限が行われる必要がある。そのような現状を改めるためにも、ICTの活用は欠かせないといえるであろう。

もっとも、受刑者の無制限なICTの利用は

弊害を生じることも考えられ、一定の制限は必要となろう。そのような懸念点は、あとでまとめて考察していく。

## 5. 医療支援

刑務所は共同生活をしている。そのため、例えばインフルエンザ等の感染症への対応も必要で、その点については「インフルエンザ集団感染により、高齢被収容者が脳症等による重症化や死亡に至ることもあり、その関連死も含めて要注意である。」<sup>8)</sup>として対策は考えられている。では、刑務所の医療は問題がないのかといえば、様々な点から課題を抱えているといえる。その1つが受刑者の高齢化だ。2019年版の『犯罪白書』によれば、2018年の65歳以上の高齢者の検挙人員は1989年に比べ約6.8倍に増加しており、そのうち70歳以上は同じく約9.2倍に増加<sup>9)</sup>していることが示されている。検挙人員が増加すれば、刑務所の入所者数も増加することになる。それを示したのが図2である。この10年で全体の入所者数は減少傾向であるが、65歳以上の高齢受刑者数は増加傾向にある。



各年の矯正統計年報の数値より作成

図2 刑務所入所者数と高齢受刑者入所者数の推移

このような高齢者の増加は、刑務所の医療体制にとっても重大な課題だ。刑務所の医者（矯正医官）は慢性的な不足といえる状況にある。この点、ジャーナリストの江川紹子氏は「受刑者の総数は2006年をピークに減っているものの、高齢化にともなって、医療の需要は高まる一方。今では3人に2人の受刑者が、何らかの病気で治療を受けている状況だ。その一方で、医師不足は深刻だ。」<sup>10)</sup>と指摘されている。もっとも、法務省もその点の対応をしており、矯正医官の兼業の特例等に関する法律の取り組み等により医師不足は改善傾向にあるが、2019年4月現在、定員の9割<sup>11)</sup>であり定員には達していない。このような決して多くない人員で高齢化、現在のコロナ禍、さらに冬に流行するインフルエンザ等に対応していくことは、場合によっては刑務所内の医療崩壊につながる危険もはらむ。そうしないためにも、その対応は喫緊の課題である。

そこで、その対応策の1つにICTを活用することも必要ではないだろうか。緊急の場合は別であるが、一定の要件を満たす受刑者は、ICTを活用して外部の医療機関の医師も診断することができるようにすべきではないか。そうすることにより、受刑者が医療を受けるのに時間がかかる状況<sup>12)</sup>も改善されと考えられ、また、刑務所の医者不足の解消にもつ

ながるといえるのではないだろうか。

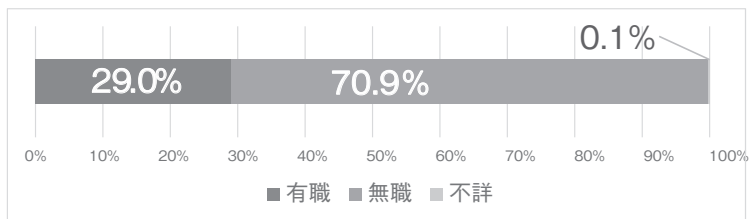
この点は、2019年6月に中央社会保険医療協議会で「医療におけるICTの利活用について」<sup>13)</sup>が示され、閣議決定等でもオンライン診療の今後について検討されていることからすれば、これらの事案が刑務所を対象としているものではないとしても、刑務所においてもICTを活用した医療体制の整備を積極的に行うべき時期にきているのではないだろうか。

## 6. 社会復帰支援（就労）

4の「社会復帰支援（社会生活）」の事項でIoTについて触れたが、IoT社会への対応という点では、社会に戻ってからの就労という点からも考える必要がある。社会復帰支援について刑事収容施設法では「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。」(30条)と規定しており、具体的には法務省と厚生労働省が連携して刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施するなどして、受刑者の社会復帰支援を行っている。

しかし、残念ながらその対策は功を奏しているのかは疑問もある。図3は2019年の再入者の犯行の時の職業の有無だ。

仮に何らかの罪を犯してしまったとしても、



2019年矯正統計年報218頁-217頁の資料より作成

図3 2019年再入者の犯行時の職業の有無



刑務所で罪を償い、社会復帰支援等が実施されるなかで出所したならば、**図3**の無職者の数値は、もう少し低い数値でもいいのではないか。そうすると、刑務所での取り組みが行われたからこそ、改善をしているという考え方もあるかもしれないが、刑事収容施設法が施行<sup>14)</sup>される以前の2005年の再入者の犯行時の職業の有無の割合は、『第107矯正統計年報』（2005年）によれば**図3**とほとんど変わっていない。刑事収容施設法が施行してから10年以上経つが、数値的な状況に変化がないということは、現状の刑務所の就労支援には、何らかの課題があるといえるのではなだろうか。その課題の1つがICTとの関わりといえることはできないだろうか。

前述したように、現代社会はIoT社会といわれている。そのため、職業においても様々な分野でICTとの関わりが必要である。ただ、懲役受刑者が行う刑務作業、職業訓練もほとんどはICTとは無関係だ<sup>15)</sup>。それでは彼らが社会に戻った時に、ICTと関わる仕事に就くことは容易とはいえないのではないか。もちろん、本人がICTとは関わりのない職業を希望することもあるだろうが、仮にICTと関わる仕事を希望しても、日常で関わっていないならば、採用という点ではハードルは低くない。

さらに、就職という点でいえば、コレワーク（矯正就労支援情報センター）等の刑務所出所者の支援が整備されてはいるが、(元)受刑者であるという点からは、様々な点で弊害と考えられる点はあるといえる。6年ほど前の資料であるが、総務省の刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する報告書では、職業紹介について「平成22年度から24年度までの就労支援事業の支援対象者等のうち、受刑者等の就職状況をみると、入所・入院中に就職

が決定した者は毎年100～150人前後であり、支援対象者等（約3,000人）の僅か3～5%程度にすぎない。このような状況から、受刑者等である支援対象者等に対しては、よりきめ細かな支援が必要と考えられる。しかし、今回、20刑務所等及び22安定所における就労支援事業の実施状況を調査した結果、次のとおり、刑務所等と安定所の連携が不十分であることなどから、就労支援が適切に行われていない状況がみられた。」<sup>16)</sup>との表記がある。このような報告書に基づき改善は行われているであろうが、出所者の就職が容易でないことは変わっていないといえるのではないだろうか。

そうであれば、入所前の企業を退職しないで済むのであれば、出所時に就職活動をすることもなく、再入所の改善も図られるといえよう。そのためには、ICTの整備をし、刑務所からテレワーク等で入所前の企業で仕事ができるようになれば、就職の困難さの改善は図られるのではないだろうか。

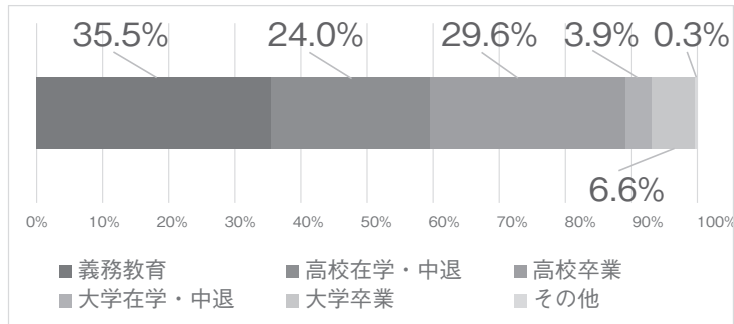
もちろん、この実施には長時間外部と通信する必要があり多くの課題が考えられる。また、刑務作業自体を変更していく必要があるため、ICTの整備だけでは済まない。この点の解決策は前述したように後述するが、仕事を辞めずに済むのであれば、収入面では一定の安定となり、それは受刑者にとって、経済面のみならず精神面での支えにもなるのではないだろうか。

## 7. 社会復帰支援（学習）

受刑者の社会復帰のためには、学習面からの支援も必要となろう。**図4**は2019年の新入者の教育程度である。

数字からは義務教育課程修了と高校在学、

コロナ禍における刑事施設の課題



2019年矯正統計年報160頁-163頁の資料より作成

図4 2019年新入者数の教育程度

中退の者で6割であることがわかる。高校在学中の者は出所後に再び高校に通うこともできるかもしれないが、仮に中退となれば学歴でいえば中学卒となる。ということは、半数以上が中学卒という学歴と考えられる。もちろん、中学卒だからといって社会復帰ができなということは決してなく、中学卒で様々な分野で活躍している方はたくさんおられるであろう。だが、2019年3月の東京都の中学の卒業者のうち98%は高校に進学しており<sup>17)</sup>、これは他の道府県でも相違はない。そのような点から考えるならば、高校卒業の資格は必要になる点は多いといえよう。その他、独学で資格を取得しようと思う者もあろうが、独学で学習することは難しい点もある。また、資格を取得するために高校の卒業資格が必要になる場合もある。

そこで、ICTを活用することにより、高校や資格の通信教育を受講することもできるのではないかと。もっとも、高校の通信教育の場合にはスクーリングがあり、受刑者は参加することはできないため高校の通信教育の場合には、単にICTの活用だけでは受講できない点は課題といえよう<sup>18)</sup>。とはいえ、資格取得のための通信教育についてはICTの活用で、

取得にとっての必要な知識を得ることもできるのであり、それが受刑者の社会復帰にとってプラスになる点はあるのではないだろうか。

資格の点でいえば、IoT社会において、今後プログラミングの技術は、より求められることになるだろう。この点では刑事施設でも、美祿社会復帰促進センターで、法務省とヤフーが連携してICTの職業訓練が行われる旨の報道<sup>19)</sup>もなされている。だが、そのようなプログラミングの技術を学ぶうえにおいては、実際にインターネットに接続することも必要といえるのではないだろうか。いくら知識を得たとしても、実際のインターネットへの接続は社会に戻ってからしかできないのであれば、それは社会復帰への一歩を遅らすことになるだけといえるのではないかと。そのような点からも、ICTの整備は必要といえる。

また、政府が進める「人づくり革命」<sup>20)</sup>においては、高等教育とともにリカレント教育の必要性が示されており、そこではIoT社会への対応の重要性が考えられていることからしても、刑務所におけるICTの整備も無視することはできないと言わざるを得ない。



## 8. 未決拘禁者

未決拘禁者は刑が確定していない者であるため、その制約は必要最小限であることは当然である。そもそも、未決拘禁者は、住所がない、逃亡のおそれがある、罪証隠滅の恐れがあるという理由があれば勾留されることもできるが、捜査のための勾留は許されない。だが、捜査のために勾留が利用されていないと言い切れるだろうか。というのも、2018年の勾留容認率は95%<sup>21)</sup>となっており、その点からは捜査機関が勾留を要求すればほとんどの事件で認められてしまうことになる。そして、それが捜査に利用されていると考えられている点があり、そこから、いわゆる「人質司法」<sup>22)</sup>と呼ばれる不名誉な状況が海外にも知れ渡っていて多くの非判を受けている。もっとも、本稿では勾留の本質の問題については論じず、あくまでもICTの点からのみ考察をしていく<sup>23)</sup>。

そこで、まず取り上げるのは面会である。未決拘禁者の面会は権利である。そのため、例えコロナ禍の状況といえども安易に遮断されてはならないのであり、それは弁護士以外の者との面会にも当てはまる。この点を解消するためにも代用刑事施設等におけるICTの整備も早急に行う必要があるといえよう<sup>24)</sup>。

この面会だが、外国人の場合、特に日本語での会話に困難がある場合には、その者にとっての母国語でのサポートも必要となるが、サポートできる者が代用刑事施設に向かうことができるかといえ、そうとはいえないであろう。そのため、ICTを整備し、未決拘禁者の可能な言語で話せるのであれば、本人にとっても、それは刑事司法の運用側（警察、検察、裁判所）にとっても必要なことなので

はないだろうか。

さらに、医療についてもICTの活用は必要といえる。なぜなら、代用刑事施設は医師が常駐しているわけではないからだ。そのため、ICTを活用しオンラインで診療をできるようにすることで、例えば、未決拘禁者のかかりつけ医に診察してもらうことも可能となり、そうなれば、持病への対応も容易となり命を救うことにもなるといえよう。

その他、仕事の点にもICT整備は重要である。未決拘禁者は、嫌疑があるとしても有罪が確定したわけではない。無罪と推定される者である。ということは、もしICTが整備され業務をそのまま続けられる環境が整えば、会社を辞めることはない。しかも、起訴率でいえば、2018年では刑法犯で37.1%、道路交通違反を除く特別刑法犯で50.9%<sup>25)</sup>である点からは、未決段階で辞める必要がない者は多いと考えられる。懸念点とすれば、罪証隠滅を図ることへの防止といえるが、この点は9の「懸念点への解決について」で示したい。

## 9. 懸念点への解決について

刑務所や代用刑事施設のICTを整備することは必要であるとしても、それは塀の中と外をつなぐことであり、弊害が生じることもある。そこで、その弊害と解決策についても検討を加えたい。

1つ目は、外部との交通である。外部との交通は受刑者にとっても不可欠ではあるが、ICTを活用したオンラインでの面会を、すべて可とすることは難しい。例えば、脱獄計画を外部の者と相談し実行するようなことでもなれば、社会にとっても脅威となる。では、どうすればいいのか。まずは、弁護士との面会はオンラインでの面会を最小限の制限で認

めるべきである。といっても、面会の内容について刑務所側が確認するようなことがあってはならない。制限できる事項としては、まず受刑者は刑務所側の指定する一定の場所でのみ接続できるようにし、その接続については、弁護士との接続設定を刑務所側が確認した後に面会ができるようにする。そして、弁護士も当面は法テラス、弁護士会や弁護士事務所での対応とすべきであろう。さらに弁護士以外の者と無断で面会を行うことがないようにすることを弁護士に求め、仮に違反があれば何らかの措置を取ることも必要といえよう。

では、弁護士以外の一般面会者はどうであろうか。一般面会者のオンライン面会の場合、もともと面会することが可能な者以外の者との面会も行える可能性は否定できない。そうならば、逃走相談やその他、例えば同じ受刑者の〇〇が気に入らないので、その家族に危害を加えてほしい等という不適切な相談が簡単にできることも考えられる。あるいは逆に、受刑者本人を脅すために、本来ならば許可されない者が面会をすることもできてしまう。もし、そのようなことが頻繁に起きるのであれば、ICTを活用して面会することが社会不安を招くことにもつながり、結局、それはオンラインでの面会禁止へ導くこととなってしまふ。

そうならないために、まずはオンラインでの面会を希望する弁護士以外の者とは予約制とし、一定の期日までに申し込む。また、面会者のオンライン面会ができる所は一定の場所とする。想定としては、ひとまず警察署や法テラス、弁護士会といった所が考えられよう。また、弁護士以外の者とのオンライン面会については、録画やAIを用いた監視を行う

等で、不適切な面会を防ぐことは可能ではないだろうか。さらに、未決拘禁の項目でも論じたように、外国人の被収容者（未決、既決）は、なかには慣れない外国での様々な問題への相談や未決拘禁者であれば裁判、受刑者については出所後や家族のことなど、母国語での面会が必要なことは多いであろう。そのため、基本的には大使館等の者との面会が想定されるが、状況によっては本国の家族とのオンライン面会もできるようにすべきであろう。

もっとも、面会については、対面での面会を望む面談者もいるであろうから、対面での面会ができないようにすべきではないのは当然である。だが、現在のように当日、その場所に行かないと、面会が可能かどうかかわからない対応は変更すべきで、対面の場合も予約ができるようにすべきであろう。

さらに、E-mailの活用も検討すべきであろう。その場合、弁護士以外の者とのE-mailでのやり取りとなると制限が必要である。この点では、通信先は事前登録を必要とし、事前登録者以外との通信は不可とする。そして、刑務所内でE-mailができる場所は刑務所側の指定する特定の場所とし、文面は本人が入力するとしても、送信は刑務所側で行うなどが必要となろう。また、刑務所側が受信する場合には、事前登録者からの受信のみとし、プリントアウトする場合には枚数制限をする等の措置は求められよう。

次に仕事についてであるが、未決拘禁者は逮捕されたからといって、それだけで懲戒解雇等の措置が取られることはあってはならないが、とはいえ、身柄が拘束されているならば、実際に会社に行き業務を行うことはできない。そこで、ICTを活用し刑事施設から業務ができるようする必要があろう。なお、仮

に未決拘禁者にICTの活用ができる環境が整ったとしても、取調べ受忍義務を認めることになれば、ICTの活用による業務はできないことになるため、取調べ受忍義務を肯定する考えは否定されるべきである。

また、受刑者も未決拘禁者と同様にICTの活用によるオンラインでの入所前の業務を認めるためには、現行の刑務作業の点を考える必要がある。その点では、刑事収容施設法で「作業は、できる限り、受刑者の勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させるように実施するものとする。」(94条1項)からすれば、いままで就業していた業務であれば労働意欲は低くなく、受刑者にとっては有用といえるのではないだろうか。そのため、入所前に従事していた業務がオンラインで行えるようにすることは、刑事収容施設法94条1項の趣旨に必要なことではないだろうか。

懸念点としては、①ICTを活用した業務が難しい就業をしている、②受刑者もしくは企業側がICTを不正に活用し、それにより弊害が生じることが否定できない、③現行の作業奨励金を適用することは適切とはいえない、④ICT環境を刑事施設で整えても企業側が受刑者の就業を受け入れない、といった点が考えられよう。

そこで、まずはICTを活用した業務が可能なものから取り組み、不正利用があった場合の罰則を定め、AIを利用した管理を行う。その罰則は本人のみならず、企業側にも適用され、罰金等の罰則の他、違反行為には企業名の公表等も行うべきといえるであろう。このような罰則等の対応は未決拘禁者も対象とすべきであろう。さらには企業側には仮に受刑者になったとしても、本人が望む場合には、

そのまま業務が継続できる努力を求め、将来的には、受刑者の段階で一定の条件が整えば、以前に就業していない企業でも、ICTを活用した業務で作業させることも検討してもいいのではないだろうか。作業奨励金についても、ICTを活用した業務に就業している者については、作業奨励金から給料制に改めることを検討すべきであろう。

その他、医療についてであるが、前述した面会や就業（作業）以上に、ICTの整備で早急に対応が必要ではないだろうか。もっとも、医師法では「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。」(20条)と規定されてはいるが、厚生労働省は、「情報通信機器を用いた診療については、これまで、無診察治療等を禁じている医師法（昭和23年法律第201号）第20条との関係について、平成9年の厚生省健康政策局長通知で解釈を示し、その後、二度に渡って当該通知の改正を行っている。」<sup>26)</sup>としている点からは、刑事施設でICTを活用した診療の対応も可能といえよう。

以上の点からすれば、刑事施設における面会や医療といった面では、早急にICTの活用を行うべきであろう。ただ、受刑者においてはICTの活用が容易にはできない点もあろう。そうだとすると、弁護士との面会や指名医による治療といった対応が可能であると考えられることから開始し、状況を見ながら広げていくことで、受刑者の権利が安易に制限されることを防げるのではないだろうか。

## 10. 終わりに代えて

刑事施設におけるICTの活用は容易ではないと考えられる点はあるとしても、その活用を遠ざけることは、前述した各項目の内容から考えると肯定されることにはならないのではないだろうか。

そもそも自由刑が科せられている点からは、社会からの隔離により身柄が拘束される点は肯定されよう。だとすると、自由刑の拘束は「身柄の拘束に限られ」<sup>27)</sup>るのであり、それを超える制約が認められてはならない。このような点からは、ICTの活用の制限がなされることにより塙の外と中で大きな隔たりとなるのであれば、不当な権利の制限となり、さらに社会復帰にとってマイナスとなりかねず、改善されなければならない。

最後に本稿では、「社会に戻る（社会復帰）」という言葉を使用しているが、そもそも刑事施設も社会の中といえるであろう。そうであれば、社会の中である刑事施設がICTとかけ離れた存在であることは、適切とはいえないであろう。

なお、本稿脱稿直前に内閣が代わり、そこではデジタル庁の創設が看板政策<sup>28)</sup>として考えられているようだ。そのため刑事施設に収容されている者のみが、デジタル化から取り残されることのないよう、刑事施設においてもICTを積極的に活用していくことが求められるといえよう。

## 【参考文献】

拙稿「コロナ禍が刑務所に迫る変革 ICT導入は喫緊の課題」共同通信47NEWS 2020年8月8日。  
<https://www.47news.jp/5111783.html>. (2020.8.8)

## 【註】

- 1) 日本経済新聞2020年4月21日（朝刊35面）。
- 2) 監獄法から刑事収容施設法に変わった経緯（改正）や、改正後10年を経た状況については、拙稿「監獄法改正後の状況—行刑改革提言から10年、改革は進んだのか—」神奈川工科大学研究報告（人文社会科学編）39号11頁以下参照。
- 3) 菊田幸一『日本の刑務所』岩波新書93-101頁（2010年）。本書の初版は2002年に発行されたものであるが、監獄法改正にあわせ、2010年発行の9刷では内容の修正が行われており、刑事収容施設法における外部交通の課題が指摘されている。
- 4) 「行刑改革会議提言」<http://www.moj.go.jp/content/000001612.pdf>. (2020.9.10)
- 5) 「交友関係の維持」とは、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するための社会通念に照らした健全・良好な交友関係の維持であることが、法務省のホームページで示されている。「刑事施設に収容されている被収容者との面会や手紙の発受等を希望される方へ」[http://www.moj.go.jp/kyousei/kyousei\\_kyousei37.html](http://www.moj.go.jp/kyousei/kyousei_kyousei37.html). (2020.9.10)
- 6) NPO法人マザーハウスが国に確認した状況がホームページに記載されている。  
<https://motherhouse-jp.org/kyuhukin/>. (2020.9.10)
- 7) 山中友理「日本の刑事施設における自由の剥奪の実態」政策創造研究13号42頁。
- 8) 矢野健次「刑事施設におけるインエルエンザの予防的・総合的対策」刑政130巻11号65頁。
- 9) 2019年版『犯罪白書』325頁。
- 10) 江川紹子「【老いゆく刑務所】（3）塙の中の医療」2016年9月23日。<https://news.yahoo.co.jp/byline/egawashoko/20160923-00062077/>. (2020.9.10)
- 11) 前掲9書）162頁。
- 12) 老年看護学が専門の中谷こずえ氏は、受刑者が医師の診断を受けるまでに時間がかかる旨を指摘されている（東京新聞2020年4月27日（朝刊18面））。
- 13) <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000517679.pdf>. (2020.9.10)
- 14) 監獄法は2005年に刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律として成立し、2006年に施行してい



- るが、未決拘禁に関する部分（いわゆる代用監獄等）の改正が後になったため、現在の法律名となったのは2007年の施行（2006年の改正）からとなる。
- 15) 矯正統計年報によれば、2019年に出所者した者で情報処理の職業訓練を受けた者は327人いるが、人数的には多くなく、また、情報処理関係で資格を取得した者は45名であり、その点からいえば、刑務所でICTの支援が行われているとはいえないのではないだろうか。
- 16) 総務省行政評価局『刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視結果報告書』2014年3月3頁。[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000280473.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000280473.pdf). (2020.9.10)
- 17) 東京都教育委員会ホームページ、[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press\\_release/2019/files/release20190711\\_02/beppyou.pdf](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2019/files/release20190711_02/beppyou.pdf). (2020.9.10)
- 18) 少年刑務所では、高校の通信教育課程の受講ができる所もある。その点については、拙稿「刑事施設収容者の学ぶ権利」埼玉学園大学紀要（経済経営学部篇）19号27頁以下参照。
- 19) 日本経済新聞2018年6月23日（朝刊38面）。
- 20) 人生100年時代構想会議「人づくり革命 基本構想」2018年6月。<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000023186.pdf>. (2020.9.10)
- 21) 『弁護士白書2019年版』91頁。
- 22) 例えば、東洋経済オンライン「外国人が心底怖がる「勾留地獄・日本」の真実 世界一安全な国が抱える闇」2018年4月6日。<https://toyokeizai.net/articles-/215509>. (2020.9.10) 等。また、そのような状況への懸念から2019年4月には研究者、弁護士等約1,000人が「『人質司法』からの脱却を求める法律家の声明」を出している。  
<https://www.hrw.org/ja/news/2019/04/10/329048>. (2020.9.10)
- 23) 勾留の問題については、拙稿「代用監獄について考える」NCCD in JAPAN55号11頁以下等参照。
- 24) 拘置所ではテレビ電話が整備されているところがあり、弁護士とはテレビ電話での接見も可能となっているが（和田恵「東京拘置所とのテレビ電話による外部交通について」LIBRA2009年3月号38頁。[https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2009\\_03/p38-39.pdf](https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2009_03/p38-39.pdf). (2020.9.10)）、その利用は弁護人のみである点や通話ができる場所が限られており、その点からは、拘置所のテレビ電話も刑事施設と同様に改善が図られるべきである。
- 25) 前掲9書）112頁。
- 26) 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（2018年3月）2頁。<https://www.mhlw.go.jp/content/000534254.pdf>. (2020.9.10)
- 27) 山口直也「日本の自由刑」比較法研究80号270頁。
- 28) 読売新聞2020年9月17日。<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20200917-OYT1T50282/>. (2020.9.17)